

Title	前号目次
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1959
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.52, No.3 (1959. 3) ,p.262(68)-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19590301-0068

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

代資本主義の理解がわれわれと異なることはそれなりに認めなければならぬのであって、これを研究の一資料とし他の資料を加えて、各国資本主義の中小企業問題研究を整理する他の機会を持ちたい。

一九五九・一・一八

三田学会雑誌 第五十二卷 第二号

目次

論説

労使協議に関する問題……………藤林敬三
社会的厚生(選択)と政策プロセス……………加藤寛
スチュアート・マルサス・ケインズ……………松浦保

貨幣分析の一系譜

資料
J・メンデルソンの農業恐慌理論……………常盤政治
書評及び紹介

藤田和夫
藤田和夫
橋本徹
坂田吉雄編『明治前半期のナショナリズム』……………白井厚
A・R・シヨイエン『チャーチストの挑戦』……………野地洋行
「戦後英国における独占規制政策の効果」……………丸尾直美
経済学関係文献目録

命にあり(同一性)またどのような差異を持つのか(差別性)が、必ずしも明確でない。これは基本的に、これら零細経営が現代資本主義構造においてどのような役割を果しているかを位置づける視角が欠陥していることによると思われる。②あらゆる複雑な紆余曲折を含みながら貫かれる集中法則を強調することに終始し、現在の時点で縦に切った大企業・小企業群の諸関係分析の志向がほとんど示されていない。終局的に零細経営が淘汰されるとしても、どのような諸圧迫力の作用のもとにどのような諸困難を伴いながら淘汰されるのか、その過程が問題なのである。なぜなら、この過程においてこそ中小・零細企業が問題として意識化されているのであり、われわれがこの問題を現代資本主義構造の一コマとして研究する意義もそこにあるからである。従って、現代資本主義構造のもとでの巨大企業・独占資本による中小・零細企業取巻の機構と内容を分析し、諸困難の真の原因をつかみだす中から、その発展方向が示されねばならない。本書を含めて、総じて近代経済学における最近の小企業論(とくに Steindl, Beacham, Vester)では、一方に独占の強化を語り他方に小企業の諸困難・脆弱性を語りながら、それらが統一的に説明されず、きわめて現象記述的であり、従って問題の本質究明はならなされていらない。結局それは、問題を資本による資本の(従って労働の)取巻としてとらえる価値論の欠陥、諸経済現象を生産関係と切り離して理解する方法に起因すると思われる。もっとも、著者のこの問題をとり上げた視角・集中法則のとらえ方・現

書評及び紹介

フリーダ・ナイト著

『トーマス・ウォーカーの奇妙な裁判』

(Frida Knight; The Strange Case of Thomas Walker, 1957)

いかなる国の労働運動の歴史も、それぞれ労働者階級がひとつの大きな社会的な勢力として勃興してくる過程において、支配階級によって加えられ、刻印された攻撃のきびしさを物語っていないものはなからう。資本の圧力に対抗しようとする労働者階級の運動がはげしければはげしいほど、これにたいする弾圧もまた苛酷であり、時には言語に絶することも稀ではなかった。とくに労働組合運動や社会主義運動の黎明期においては、労働者の団結は刑法上の犯罪としてとりあつかわれことは、一般に知られている。草創期のこれらの運動にたいして、国家権力が、いかに残酷な従って徹底的な弾圧を試みたか、われわれは、明治末期の大逆事件における桂内閣の態度や、一八五二年、ケルンの共産党員訴訟事件に対してとったプロセイン政府の陰謀をあげるだけで充分であろう。

しかしながら、もっとも重要なことは、これらの重大な犯罪と呼

書評及び紹介

ばれる多くの事件の背後に官憲による不法な挑発行動や巧みな陰謀がかくされていることが少なくないという事実と、このような憂慮すべき傾向が、たんに労働運動や社会主義運動の初期の段階だけでなく、今日の社会にもなお依然としてひそんでいることであろう。一九三三年(昭和八年)、ヒットラーの国会放火事件や最近におけるわが国の松川事件は、このような深刻な歴史の教訓の切実さを、われわれに訴えてやまない。これから紹介しようとする「トーマス・ウォーカーの奇妙な裁判」は、十九世紀初頭、産業革命とフランス革命の大きな波紋が、英国全土をゆるがしつあつた頃のたんなる一裁判にすぎない。だがそれにもかかわらず、この事件のもつ内容の複雑さ、この事件をめぐる新旧両勢力の競合関係、および反動と進歩との対立葛藤、宗教的派閥の闘争、およびこれらは、時代と場所をこえて、現代につながっていることをわれわれに感ぜしめる。

十八世紀のイギリスを震撼した重大事件といえれば、誰しもアメリカの独立とフランス革命とをあげるであろう。事実、この二つの革命は、ひとりイギリスのみならず、当時のヨーロッパ全体を大きくゆすぶった政治的な大変革であった。けれども、こうした外からのはげしい衝撃と丁度時を同じくして、イギリス国内には産業革命がはじまり、新しい生産様式と生産関係とが、旧いイギリスの相貌を急速にかえつあつたのであって、詩人ジョン・ラスキンの言葉をかりるならば、「その時代以来、われらのメリー・イングランドは、鉄の覆鉄をした人間に変貌した」のであった。